

○ 農地法に基づく所有者不明の遊休農地の公示制度

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合)については、公示手続で対応。
- 静岡県(2月28日)、青森県(3月31日)において裁定を実施。この他いくつかの地域において、公示や裁定申請を実施中。

制度の概要

毎年1回、農地の利用状況を調査 遊休農地

- 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

耕作者不在となるおそれのある農地

- 耕作者の相続等を契機に適正な管理が困難となることが見込まれる

利用意向調査

農地所有者等に対して、

- ① 自ら耕作するか
- ② 農地中間管理事業を利用するか
- ③ 誰かに貸し付けるか

等の意向を調査

所有者等を確認できない旨を公示

農地中間管理機構との協議の勧告

- 意向表明どおり
- 権利の設定・移転を行わない
 - 利用の増進を図っていない

機構に対して所有者からの申出がなかった旨を通知

機構から知事に対して裁定を申請

都道府県知事の裁定

【公示制度の運用】

- 農地の権利者(所有者又は所有権以外の使用収益権者)について、以下の調査をしても過半の持分を有する者の所在が分からない場合、農業委員会は公示を行う。
 - ① 農地台帳及び登記簿において権利者とされる者が生存しているとみられる場合、住民基本台帳等との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により、その者の居所を確認。
 - ② 農地台帳及び登記簿において権利者とされる者が死亡している場合、その者の戸籍謄本を収集し、その配偶者又は子の居所について、住民基本台帳との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により、確認。

